

土地の形質変更届について

概 要	<p>指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、30日前までに、都道府県知事（又は政令で定める市※1の長）に届出書を提出しなければなりません。</p> <p>また、指定区域が指定された際に既に着手している場合は、指定の日から起算して14日以内に届出書を提出しなければなりません。</p> <p>なお、非常災害のために必要な応急措置として変更した場合は、変更した日から起算して14日以内に届出書を提出しなければなりません。</p>	
届 出 先	指定区域の所在地を管轄する保健福祉環境事務所	
届出部数	届出書3部（正1福2）	
手 数 料	不要	
	提 出 書 類	様 式 等
1	土地の形質の変更届出書	省令様式第三十五号
2	変更の施行に当たり周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書	
3	変更の施行に係る工事計画書	
4	変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面	
5	変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面	
6	埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面	
7	変更の施工方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図	
8	変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面	
9	石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面	

※ 届出の際には、必ず事前に廃棄物対策課に相談してください。

留意事項

※1 本県では、北九州市、福岡市及び久留米市が該当します。